軽自動車税(種別割) 申告(報告)書兼標識交付申請書 申告の								O E	里 由			種		別									
新規 変 更 新規 の で								変更		原動機付自転車			小型特殊自動	71年	標識番号	美	里町						
令和 年 月 日					□ 譲受け □ 使用者 □ □ に			第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下) 第一種 一般原付 (0.125L以下かつ4.0kW以下) 第一種 特定原付 (0.6kW以下) 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) ミニカー		□ 農耕作業用□ その他 ( )		内 税 義 務 巻生年月日 ∃標識番号	13 /11	] 4	丰	月	B						
納税(申告・報告)義務者	所	住 所	₸									所有	形態		己所有 2. 所有権留保			3. 商品車 4. リース車					
		ヌは 所在地										_			5. そ								)
													主たる ※()内はE	定置場 I主たる定置場	1. 左記	門有者の住所	「又は」	<b>所在地と同じ</b>	) (				)
	有 者 使 用 者	(フリガナ)											所在の市町	村名を記入	2.				(				)
		氏 名										_	車			名	型式及び年式		式	原動機の型式番号			号
		名 称																	型				
		生年月日	大·昭·平	年	月	日	電話番号	쿳											式				
		住 所	〒										車 台 番		番	号	型式認定番号		号	総排気量又は定格出力			出力
		ヌは 所在地																					L kW
		(フリガナ)												長さ		幅		最	高速	变	ŧ	最高出え	h
		氏 名 <sup>又は</sup> 名 称													cm		C	em		Km /h			kw
		生年月日	大·昭·平	年	月	日	電話番号	<u>コ.</u> プ						上記、原動	機付自転	<b>車・特定原付・</b>	小型特殊	殊自動車を販	売又は	譲渡した	ことを証	明します。	
		住											販譲					令	和	年	月	日	
届		所在地											売渡	住所又は	所在地								
出	1 .	(フリガナ) 氏 名										証明	rr 4	h 11.									
者		ス マ は 名 称										書	氏名又は										
		電話番号	・ (昼間連絡がとれる電話番号を記入してください)									( ( )		電話番	号								
								1	備考														
												L									入	力	確認

## 記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、当該箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。
- 3「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。 また、納税義務者がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、 郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。また、「5. その他」に該当する場合には、( )内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を〇で囲み、 それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。 また、変更の申告の場合については、( )内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡した者が、その者の住所又は所在地、 氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
- 備考 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、 次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
  - ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
  - ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
  - ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。